

平成30年度川島町水防計画における主な修正事項

平成30年4月27日 総務課

1 「大規模氾濫減災協議会の設置」について記載（P4、6）

「水防の責任」において、「県の責任」に「都道府県大規模氾濫減災協議会の設置」、また、「国土交通省の責任」に「大規模氾濫減災協議会の設置」の記載を追加。（平成29年度版水防計画作成の手引きの改訂に基づく修正）

第1章 総則

1.3 水防の責任等

（1）県の責任

⑩都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）

（3）国土交通省の責任

⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）

※大規模氾濫減災協議会：国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会。

2 「水防管理団体の責任」の追加（P5）

「水防管理団体の責任」について、下記の責任を新たに追加。
（平成29年度版水防計画作成の手引きの改訂に基づく修正）

第1章 総則

1.3 水防の責任等

（2）水防管理団体の責任

⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

⑧浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6・7・8）

⑨予想される水災の危険の周知（法第15条の11）

⑩緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）

※⑦の責任について

平成29年度の水防法の改正において、水災時の逃げ後れゼロを実現させるために、洪水のリスクが高い地域に所在する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。

※浸水被害軽減地区

水防管理者が盛土構造物等のある区域について指定するもので、洪水氾濫の際、これらを、浸水拡大を抑制する施設として活用するため、その保全が図られる地区。

3 「河川管理者の責任」の新規追加（P6）

「水防の責任」において、下記のとおり、新たに「河川管理者の責任」が追加となった。平成29年の水防法の改正において、逃げ後れゼロを実現させるために、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときに、これを水害リスク情報として住民へ周知する制度が創設されることとなった。

市町村長の水害リスク情報の把握に関する情報提供及び浸水被害軽減地区の指定に関する記載を「河川管理者の責任」として新規に追加。

（平成29年度版水防計画作成の手引きの改訂に基づく修正）

第1章 総則

1.3 水防の責任等

（4）河川管理者の責任

- ①水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

※水害リスク情報

河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報。

4. 締結協定の追加（P47～49）

平成29年度中に締結をした災害協定をP47～49の「協定締結先一覧」に追加。追加となった災害協定は下記の表のとおり。

協定名	締結先	締結年月日	協定内容
洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定	株式会社オータ	平成30年 1月11日	洪水発生時、一時的に施設を開放し、避難者の受入に協力。
災害時におけるバス利用に関する協定	一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会	平成30年 2月26日	災害時に、バスを、要支援者等の避難所への輸送や、避難施設として利用する。
無人航空機の活用に関する包括連携協定	吉田測量設計(株)、(株)ミカミ・アイエヌジー川島支店、光和測量(株)	平成30年 3月23日	町内測量会社3社が所有する無人航空機(ドローン)を災害時の被害状況調査や、町PR事業・観光事業等の町事業に活用する。